

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：家畜保健衛生費

### 事業名 家畜疾病診断精度管理向上事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 家畜防疫対策課 防疫指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2885)

E-mail：[c11449@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11449@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 2,276 千円 (前年度予算額：2,275 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,275	1,137	0	0	0	0	0	0	1,138
要求額	2,276	1,138	0	0	0	0	0	0	1,138
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・食品や人の衛生分野の検査業務においては、検査データの信頼性を客観的に証明できる体制の整備が求められている。家畜衛生分野も例外ではなく、家畜保健衛生所における組織的に系統だった精度管理を導入し、検査技術や検査結果への信頼性向上を図ることが重要である。
- ・県内の家畜伝染性疾病の清浄維持のためには必要であり、輸出国先に対する診断体制の信頼確保の観点からも必要である。
- ・家畜保健衛生所法施行令が改正され (H30.8.1 公布、H31.4.1 施行)、家畜保健衛生所で行われる試験及び検査の信頼性を確保 (精度管理) するために必要な措置をとることが義務化された。
- ・当県においても、県内の家畜保健衛生所4カ所で精度管理を導入し、運用している。

### (2) 事業内容

- ・家畜保健衛生所における迅速・正確な検査の実施と、検査技術や検査結果の信頼性向上を図るため、検査機器の定期的な校正、ガイドラインや標準手順書の作成、外部精度管理調査を実施する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県：1/2、国：1/2（消費・安全対策交付金）

### (4) 類似事業の有無

各都道府県は、それぞれ消費・安全対策交付金により家畜衛生に資する類似事業を実施している。

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	192	研修会等の参加旅費
需用費	20	消耗品費
役務費	2,064	各種検査機器の校正経費、外部精度管理調査経費
合計	2,276	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略（R1～5）
  - 2 健やかで安らかな地域づくり
    - (2) 安らかに暮らせる地域
      - ④ 災害と危機事案に強い岐阜県づくり
- ・新「ぎふ農業・農村基本計画」（R3～7）
  - (2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり
    - ④ 家畜伝染病に対応できる畜産産地づくり

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 県下すべての家畜保健衛生所における精度管理体制を構築する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

家畜疾病の診断で使用する検査機器の校正や国の研修会等へ参加する事業であり、指標を設定することは適当でない。

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
 ・各家畜保健衛生所における迅速・正確な家畜疾病の検査を行うために、要領及び標準作業手順書の作成、検査機器の定期的な校正を行った。  
 ・各家畜保健衛生所の精度管理担当者が研修会のウェブ会議に参加した。

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
 ・家畜疾病の検査技術や検査結果の信頼性向上を図ることができた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	家畜保健衛生所法施行令が改正され(H30. 8. 1 公布、H31. 4. 1 施行)、家畜保健衛生所で行われる試験及び検査の信頼性を確保（精度管理）するために必要な措置をとることが義務化されたため、県下すべての家畜保健衛生所において対応する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	家畜疾病の検査技術や検査結果の信頼性向上を図ることができた。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	動物衛生研究所、動物検疫所等と連携を図り、効率的な実施が行われている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県下すべての家畜保健衛生所で精度管理を実施するためには、精度管理に適した機械整備や検査を行う職員の技術向上が必要である。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 検査技術や検査結果の信頼性向上、家畜伝染性疾病の清浄維持のために、今後も継続して実施する必要がある。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	